

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年12月22日)

陳 情 7 年 福 祉 保 健 第 26 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 12 月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－26 (R7.11.25)	福 祉 保 健	生活保護基準引下げ違法の最高裁判決を踏まえ速やかな対応を求める陳情	不 採 択 (R7.12.22)

▶陳情事項

鳥取県議会から政府・厚生労働省に対して、最高裁判決に従い次の事項について速やかな対応を行うことを要請すること。

- 1 違法な手続によって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えたことに対し、真摯に謝罪すること。
- 2 国の責任において、生活保護費の遡及支給等、全面的な被害回復の措置を速やかにとるとともに、物価高騰に見合う大幅な基準引上げを行うこと。
- 3 違法な減額処分を行った経過と原因について、原告・弁護団・生活保護利用者など当事者も入れた検証を行い、再発防止策を明らかにすること。
- 4 生活保護基準に連動した諸制度利用者についても、影響を調査し侵害された不利益を回復すること。

▶所管委員長報告（R7. 12. 22 本会議）会議録暫定版

本最高裁判決を踏まえ、高市首相は、先の衆議院予算委員会で、厚労省の判断過程と手続に過誤、欠落があったことについて、深い反省とおわびを表明し、政府として謝罪が行われました。

厚労省の設置した「最高裁判決への対応に関する専門委員会」において、今後の対応策の報告書がとりまとめられ、司法判断で違法とされた生活保護費の引き下げ額との差額分の追加支給等、国の方向性も示されたところであり、県議会から国に対し、意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

平成 25 年から 27 年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均 6.5%、最大 10%引き下げられた。この引下げについて、29 都道府県で、1,027 人の原告が取消しを求めて提訴したところ、令和 7 年 6 月 27 日、最高裁判所が、「厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法である」として、生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の判決を言い渡した。この最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けた生活保護利用者への適切な対応を進めることが求められている。

しかしながら、判決から 4 か月以上が経過した現在も、同訴訟の原告をはじめとする生活保護利用者への謝罪や、原告が求める保護費の遡及支給などの全面的な被害回復の措置もとられず、違法状態、利用者の不安が続いている状況にある。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及びひとり親の世帯であり、数百万人規模の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第 25 条）と個人の尊厳（憲法第 13 条）を侵害され続けている状態にある。近年の物価高騰も重なり、利用者らの消費の抑制が地域経済への悪影響にもつながっている。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、生活保護費引下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し、必要な対応を図ることも必要である。さらに、被害回復への対応については、地方自治体において膨大で困難な作業が想定されるが、地方自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきである。

以上のことから、政府、厚生労働省に対し、最高裁判決に従い上記事項について速やかな対応を行うことを、貴議会から要請していただくよう陳情する。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

12/2 常任委員会資料

福祉保健部（ささえあい福祉局孤独・孤立対策課）

【現 状】

1 最高裁判決の概要について

- ・令和7年6月27日の最高裁判決において、国は平成25年から27年にかけて、生活保護法による保護の基準中の生活扶助基準を平均6.5%引き下げたが、生活保護費の引き下げにおける物価の下落を反映させる「デフレ調整」(4.78%減)について、社会保障審議会生活保護基準部会に諮られていないことから、裁量の範囲の逸脱、濫用があったとして違憲とされた。
- ・もう1つの判断基準である、一般の低所得世帯の消費実態と生活扶助基準を比較し、年齢・世帯人員、居住地域の三要素別に検証し不均衡を調整する「ゆがみ調整」については、同部会の意見も踏まえて実施されており、統計等の客観的な数値等との合理的関係性や専門的な知見との整合性に欠けるとは言えないとして合憲とした。
- ・原告らの国に対する損害賠償請求は棄却した。

2 最高裁判決を受けての国の対応について

- ・最高裁判決を受け、厚生労働省は、社会保障審議会生活保護基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置、第1回の専門委員会を8月13日に開催し、最高裁判決を踏まえた今後の対応の在り方について検討を開始した。
- ・11月17日の第9回の専門委員会において対応策の報告書がまとめられ、この報告書を受け、11月21日に国は、違憲とされたデフレ調整について、当時の一般的な低所得者世帯の消費実態を元に新たに計算をし直し、専門委員会が示した案のうち2.49%の引き下げとすることとし、当時のデフレ調整の引き下げ額との差額分(2.29%)を追加支給すること等、対応の方向性を示した。

<対応の方向性>

- 保護費の追加支給について、原告、原告以外を区別せず、2.49%引き下げの水準で一律に実施する。(4.78%と2.49%の差額2.29%を給付)
- 違憲ではないゆがみ調整分の減額は追加給付しない。
- 原告にはこれまでの訴訟の負担に配慮し、デフレ調整の差額分全額(4.78%)が保障されるよう、特別給付金を支給する。

※今後の追加給付に係る具体的なスケジュール、事務内容等は示されていない。

※生活保護基準に連動した諸制度(住民税非課税基準等)の影響等も示されていない。

- ・なお、11月7日の衆院予算委員会で、高市首相が「厚労省の判断の過程や手続きに過誤や欠落があったと指摘された。深く反省し、おわびする。」と政府として初めて謝罪している。
- ・また、最高裁判決への対応に関する情報共有や意見交換を行うため、「最高裁判決への対応に関する国と地方の実務者協議」が10月17日から国、地方の担当課長等の出席で開催され、11月18日には国と地方の大臣・首長級の協議(ハイレベル協議)が開催されている。

<首長からの主な意見>

- 追加支給にあたっては、具体の事務を明確に示すガイドラインを作成するなど、国が責任を持って事務の仕組みを構築すること。
- 扶助費に係る国庫負担金の予算措置はもとより、追加支給により増加する地方自治体の事務負担に対し、十分な財政措置を講じること。
- 国が責任をもって丁寧かつ分かりやすい周知・広報を行うとともに、窓口での対応マニュアルの提供、連携・協力体制構築を図ること。

【県の実施状況】

具体的な追加給付を行う場合の対応については、今後、国が地方に説明する機会を設ける予定としていることから、国からの説明後、速やかに県内福祉事務所への説明及び追加給付の事務の支援を行っていく。